

平成29年度

## 芦屋市霊園

# 使用者募集案内

募集墓地：45区画

(面積：1.00㎡～7.50㎡ 使用料：750,000円～8,437,500円)

申込受付：平成29年9月7日(木)～平成29年10月6日(金)

公開抽選：平成29年11月15日(水) 午後1時30分～

使用許可：平成30年2月1日(木)



## 申込みから使用許可までの手続きの流れ

|                |  |
|----------------|--|
| 募集案内の配布        | <u>平成29年9月1日(金)～</u>   |
| 申込受付(P3)       | <u>平成29年9月7日(木)～10月6日(金)(10月6日当日消印有効)</u><br>芦屋市役所市民生活部環境課まで郵送してください。<br>受付後、申込者宛に受付結果通知書(はがき)をお送りします。<br>(10月26日(木)頃発送) |
| 公開抽選(P4)       | <u>平成29年11月15日(水) 午後1時30分～</u><br>場所：芦屋市役所 東館3階 大会議室2 (参加自由)<br>抽選結果は市ホームページでご確認いただけます。                                  |
| 抽選結果の通知(P5)    | <u>平成29年11月22日(水)頃に</u><br>申込者宛に抽選結果を封書でお知らせします。<br>また、追加募集の対象者には合わせて空墓地等のご案内をします。                                       |
| 使用許可申請(P5)     | <u>平成29年11月29日(水)・30日(木)</u><br>場所：芦屋市役所 北館3階 ミーティングルーム2   |
| 使用料・維持費の納付(P5) | <u>納付期限：平成29年12月28日(木)</u><br>芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。<br>使用料は永代、維持費は平成29年度分の月割り相当額                                    |
| 使用許可(P5)       | <u>平成30年2月1日(木)</u><br>霊園使用許可書を郵送します。<br>霊園使用許可書交付後、墓地を使用することができます。  |
| 墓石、巻石等建立       | <u>建立期限：平成31年1月31日(木)</u><br>使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を建立してください。   |

---

|                  |   |
|------------------|---|
| 追加募集(P7)<br>(予定) | <u>平成30年1月10日(水)～平成30年6月29日(金)</u><br>上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。<br>ただし、平成30年1月12日(金)までは上記募集の補欠当選者及び落選者のみを対象に受け付けします。(対象者には、空墓地等のご案内をします。) |
|------------------|---|

## 募 集 墓 地

### ▼墓地 45区画

#### ○募集墓地区画数及び使用料

| 種 別  | 面 積          | 区画数 | 1㎡当たり使用料<br>(区 分)     | 使用料 (永代)             |
|------|--------------|-----|-----------------------|----------------------|
| 普通霊園 | 1.00㎡～ 4.00㎡ | 32  | 75万円<br>(1㎡～6㎡未満)     | 75万円～<br>300万円       |
|      | 6.00㎡～ 7.50㎡ | 11  | 112万5千円<br>(6㎡～12㎡未満) | 675万円～<br>843万7,500円 |
| 芝生霊園 | 4.50㎡        | 2   | 112万5千円               | 506万2,500円           |

『募集墓地区画一覧表』（8～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

## 申 込 み で き る 方

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 平成29年10月6日（金）までに1年以上（平成28年10月7日（金）以前から）継続して、芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備（墓石、巻石等）を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内（平成29年12月28日（木）まで）に一括納入できる方。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方も申込みできますが、応募者が2名以上の墓地については、芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方を優先に抽選をします。詳しくは4ページの「当選者の決定方法(2)」をご覧ください。

## 申 込 受 付

申込受付期間（郵送に限ります。）

平成29年9月7日（木）～平成29年10月6日（金）

[平成29年10月6日の消印まで有効]



※申込み状況については市ホームページで適宜お知らせしますので、ご覧いただけます。

芦屋市霊園ホームページアドレス <http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyou/reien.html>

芦屋市トップページ > くらし > 霊園 > 霊園

『芦屋市霊園』で検索できます。

## 申 込 方 法

- (1) 本案内書の内容を全て確認し、案内書に添付の芦屋市霊園使用申込書、受付結果通知書に必要事項を記入、押印の上、所定の個所に62円切手を貼って、申込みください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）拒否の場合は、世帯全員の住民票（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有する記載があるもの。）を所定の封筒に入れて郵送してください。（窓口での申込みは受け付けいたしません。）
- (3) 『募集墓地区画一覧表』（8～9ページ）及び『募集墓地区画位置図』（11～12ページ）を参照の上、**いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。**
- (4) お墓を主としてお祭りする方（墳墓の祭祀を主宰する方）で、配偶者又は血族一親等（実親、実子、養親、養子）の**芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方**は、応募者が2名以上の墓地について、抽選の際には**優先**となりますので、**埋火葬許可証（写し）**を所定の封筒に入れて郵送してください。

※「芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方」とは、墓地や納骨堂に埋蔵もしくは収蔵したことがない遺骨が現に自宅等にある方（埋火葬許可証があること）をいい、**他の墓地等からの改葬または分骨による申込みの方は、抽選の際には優先となりません。**

- (5) **申込者と被埋葬者（遺骨）の氏異なる場合は**、墳墓の祭祀者であることを証明するために**申込者の戸籍謄本**が必要です。

## 申込み時の注意事項

- (1) 申込みは、1世帯1墓地(区画)とします。
- (2) 1世帯2通以上の申込み又は同一被埋葬者(遺骨)についての重複申込みはできません。
- (3) 申込まれる墓地の区画、申込者と被埋葬者(遺骨)との続柄(実父、長男等)等の記載漏れ、押印漏れ、切手の貼り忘れ等不備や誤記のないようご注意ください。
- (4) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (5) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (6) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

## 当選者の決定

### ▼ 受付結果の通知

受付結果通知書は平成29年10月26日(木)頃発送の予定です。「申込」・「遺骨を自宅等にお持ちの方」及び「遺骨を自宅等にお持ちでない方」の人数や「抽選番号」等を通知します。通知書が到着しない場合は、市民生活部環境課までお問い合わせください。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちでない方(P.3申込方法(4)ではない方)は抽選対象から外れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ▼ 当選者の決定方法

- (1) 応募者が1名の墓地について  
その応募者に決定とします。
- (2) 応募者が2名以上の墓地について  
抽選します。ただし、芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方(P.3申込方法(4)の方)を優先とし、それでも重複した場合は、その方のみで抽選します。

### ▼ 公開抽選

申込墓地ごとに抽選し、当選・補欠(2名)・落選者を決定します。抽選会への参加は自由です。

- (1) 日 時：平成29年11月15日(水) 午後1時30分から
- (2) 場 所：芦屋市役所 東館3階 大会議室2

### ▼ 抽選結果の通知

抽選の結果については、平成29年11月22日（水）頃発送の予定です。

### ▼ 補欠当選者

公開抽選時に申込墓地ごとに、補欠当選者2名とその順位を決めます。

当選者に辞退があれば繰り上げ当選となりますが、当選者が所定の手続を完了した後には、失効となります。

繰り上げ当選となった時は、別途ご連絡します。

## 当 選 後 の 手 続

### ▼ 霊園使用許可申請書類の確認

当選された方の霊園使用許可申請書類の確認を**平成29年11月29日（水）・30日（木）**に行います。

当選された方は、必ず次の書類を持参して、指定の日時（都合の悪いときはあらかじめご連絡ください。）に市役所 北館3階 ミティングルーム2までお越しください。

- (1) 霊園使用許可申請書（認印押印）
- (2) 霊園使用に関する誓約書（実印押印）
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 使用者（当選者）の戸籍謄本

### ▼ 使用料の納付

霊園使用許可申請書類の確認が終了した後、納付書をお渡ししますので、**平成29年12月28日（木）までに**芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

### ▼ 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,200円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。

平成29年度分は月割り相当額となり、使用料と一緒にお支払いください。

※区画面積1㎡当たり1,200円は平成29年4月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

### ▼ 使用許可

使用料及び維持費が納付されていることを確認後、平成30年2月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。



## ☆ 使用時の遵守事項 ☆

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。（詳しくはお問合わせください。）特に次の点にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に**申込者の家名**を表示してください。
- (2) 墓碑は**申込者で建立（刻印）**してください。
- (3) 墓碑の建立は、**使用場所一墓地（区画）につき一基**です。
- (4) 墓所の中（使用許可区域内）は申込者の責任で清掃等、管理してください。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を**取り消す**場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用权を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用权を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備をなさず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は条例若しくは条例に基づく規則及び指示に違反したとき。

## ☆ 使用料の還付 ☆

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、（使用許可の取消の場合を除く）使用料の7割相当額を還付します。

## 追 加 募 集

上記募集終了後、空墓地がある場合は追加募集を行います。

申込みできる方：2ページに記載の「申込みできる方」と同じです。

ただし、(1)の「平成29年10月6日(金)までに1年以上継続して」を「**申込日を基準日に1年以上継続して**」とします。

申込受付期間：平成30年1月10日(水)～平成30年6月29日(金)

ただし、**平成30年1月12日(金)までは上記募集の補欠当選者及び落選者のみ**を対象に受け付けします。**(対象者には、空墓地等のご案内をします。)**

申込方法：芦屋市役所市民生活部環境課にて**先着順**で受け付けます。

※同申込み日に複数の申込者があった場合は抽選とします。

※抽選日については、後日申込者へ案内します。

※芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方(P.3申込方法(4)の方)の優先はありません。



## 募集墓地区画一覧表

(単位：円)

| No. | 募 集 墓 地   |                     | 使用料(永代) | 維持管理費(年間) |
|-----|-----------|---------------------|---------|-----------|
|     | 区画番号      | 面積(m <sup>2</sup> ) |         |           |
| 1   | 15-5-0119 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 2   | 15-5-0120 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 3   | 15-5-0121 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 4   | 15-5-0122 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 5   | 15-5-0123 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 6   | 15-5-0124 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 7   | 15-5-0125 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 8   | 15-5-0126 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 9   | 15-5-0127 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 10  | 15-5-0128 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 11  | 15-5-0129 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 12  | 15-5-0130 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 13  | 15-5-0131 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 14  | 15-5-0132 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 15  | 15-5-0133 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 16  | 15-5-0134 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 17  | 15-5-0135 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 18  | 15-5-0136 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 19  | 15-5-0137 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 20  | 15-5-0138 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 21  | 15-5-0139 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |
| 22  | 15-5-0140 | 1.20                | 900,000 | 1,440     |

| No. | 募 集 墓 地   |                     | 使用料(永代)   | 維持管理費(年間) |       |
|-----|-----------|---------------------|-----------|-----------|-------|
|     | 区画番号      | 面積(m <sup>2</sup> ) |           |           |       |
| 23  | 15-5-0141 | 1.20                | 900,000   | 1,440     |       |
| 24  | 17-5-0375 | 3.60                | 2,700,000 | 4,320     |       |
| 25  | 18-4-0013 | 6.00                | 6,750,000 | 7,200     |       |
| 26  | 26-5-0152 | 4.00                | 3,000,000 | 4,800     |       |
| 27  | 31-4-0025 | 7.05                | 7,931,250 | 8,460     |       |
| 28  | 32-5-0122 | 1.00                | 750,000   | 1,200     |       |
| 29  | 33-4-0155 | 6.00                | 6,750,000 | 7,200     |       |
| 30  | 34-4-0075 | 6.00                | 6,750,000 | 7,200     |       |
| 31  | 43-4-0194 | 6.00                | 6,750,000 | 7,200     |       |
| ※   | 32        | 51-6-0040           | 4.50      | 5,062,500 | 5,400 |
| ※   | 33        | 51-6-0181           | 4.50      | 5,062,500 | 5,400 |
|     | 34        | 52-4-0043           | 6.00      | 6,750,000 | 7,200 |
|     | 35        | 52-4-0056           | 6.00      | 6,750,000 | 7,200 |
|     | 36        | 52-4-0195           | 7.50      | 8,437,500 | 9,000 |
|     | 37        | 53-4-0011           | 6.00      | 6,750,000 | 7,200 |
|     | 38        | 53-4-0034           | 6.00      | 6,750,000 | 7,200 |
|     | 39        | 53-5-0084           | 4.00      | 3,000,000 | 4,800 |
|     | 40        | 54-5-0039           | 4.00      | 3,000,000 | 4,800 |
|     | 41        | 64-4-0200           | 6.00      | 6,750,000 | 7,200 |
|     | 42        | 64-5-0257           | 4.00      | 3,000,000 | 4,800 |
|     | 43        | 64-5-0381           | 4.00      | 3,000,000 | 4,800 |
|     | 44        | 65-5-0155           | 4.00      | 3,000,000 | 4,800 |
|     | 45        | 74-5-0032           | 3.00      | 2,250,000 | 3,600 |

※印の墓地は芝生墓地です

No. 1～No. 23 以外は再貸付墓地です。

再貸付墓地は、霊園使用者（霊園の使用許可を受けた者）が使用をしなくなったため、市に返還された墓地です。

12 m<sup>2</sup>以上の墓地については、平成29年9月7日（木）から芦屋市役所市民生活部環境課（市役所北館3階）にて、先着順で受付けます。詳しくは「使用者常時募集案内」をご覧ください。

～チェックリスト～

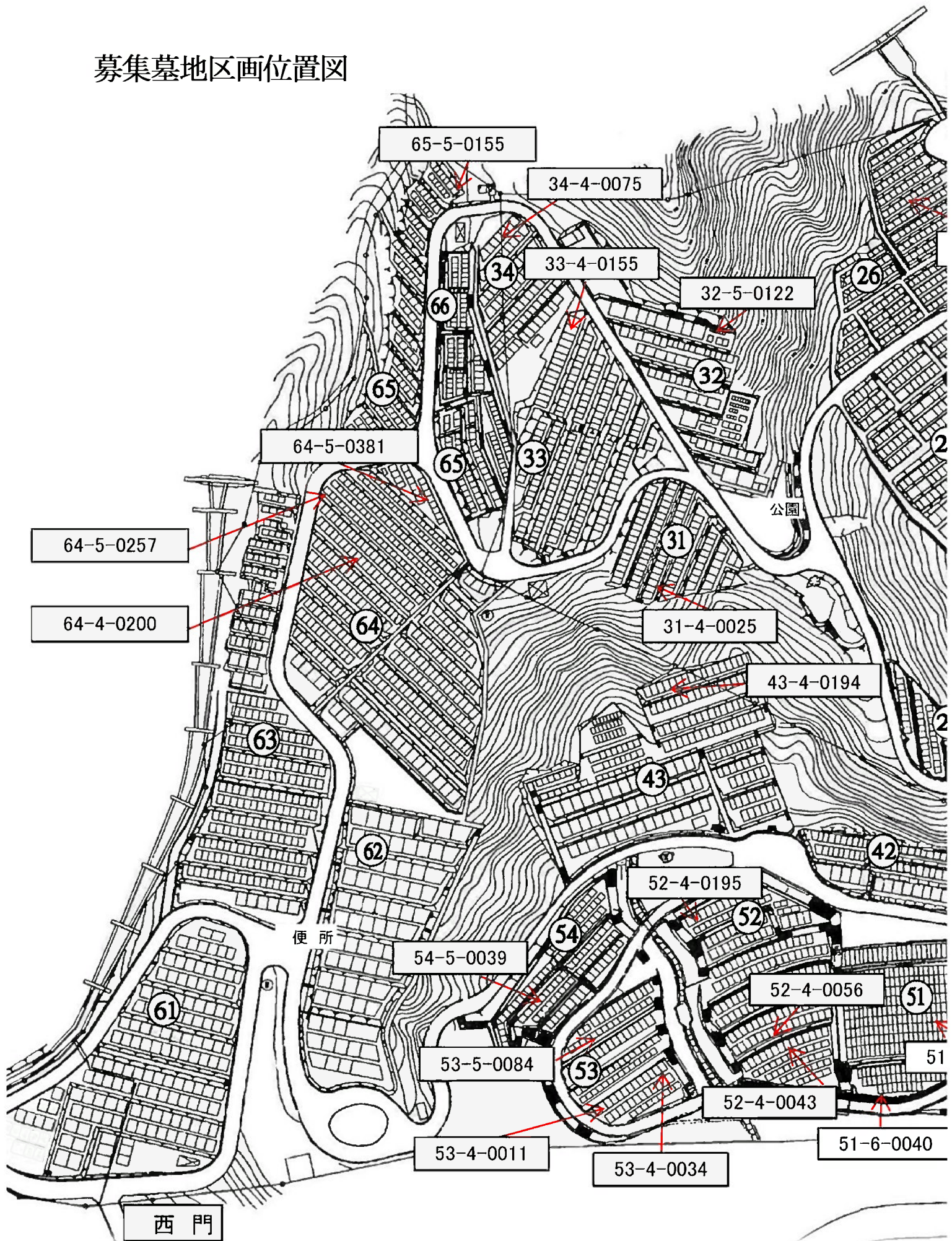
- 芦屋市霊園使用申込書、受付結果通知書の記載漏れはないですか？
- 申込まれる墓地の区画番号にお間違いはないですか？
- 押印漏れはないですか？
- 切手の貼り忘れはないですか？

芦屋市霊園に埋蔵する遺骨を自宅等にお持ちの方は

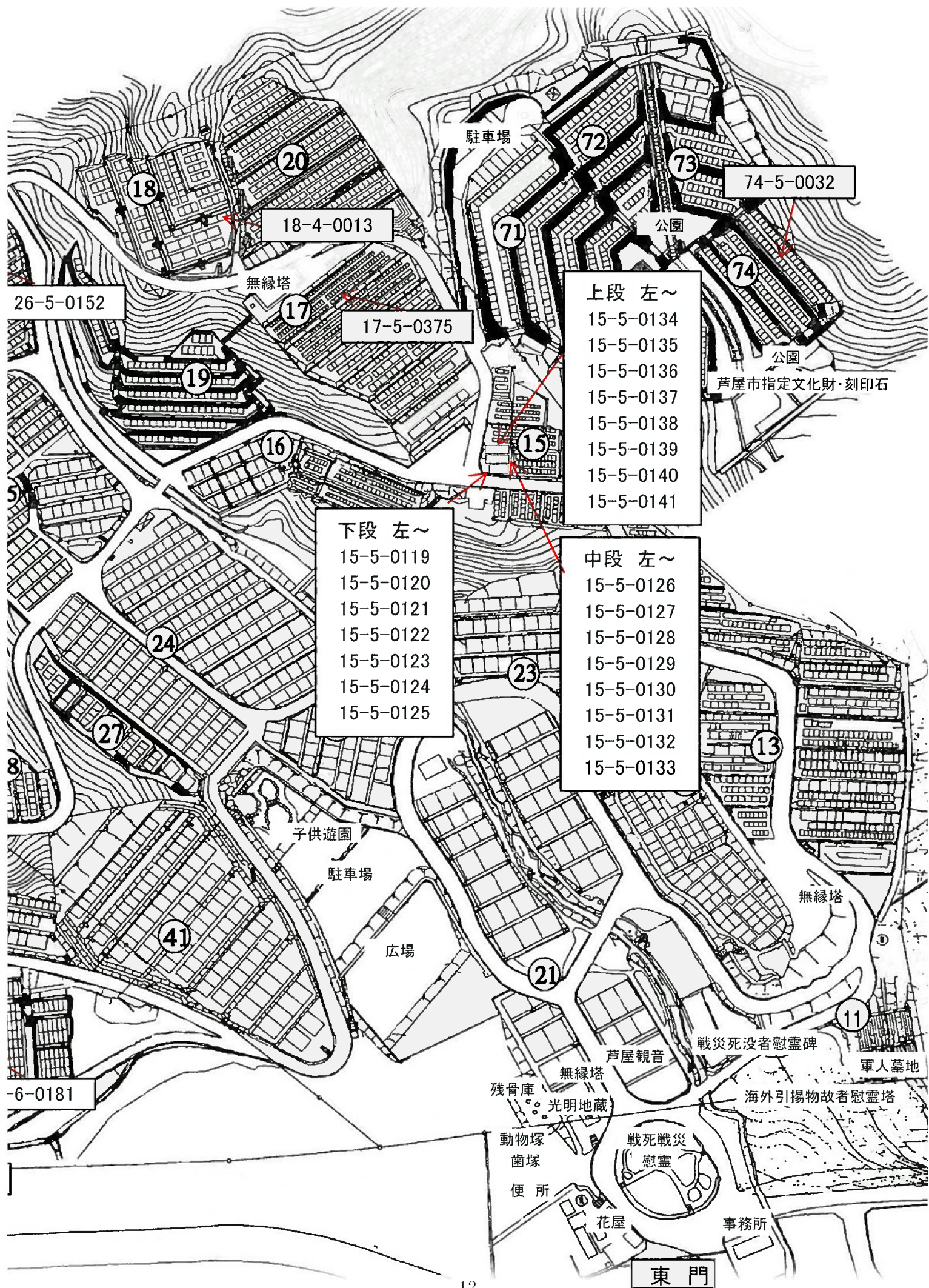
- 申込者と被埋葬者（遺骨）との続柄（実父、長男等）の記載漏れはないですか？
- 埋火葬許可証（写し）がありますか？
- 申込者と被埋葬者（遺骨）の氏が異なる場合は、申込者の戸籍謄本がありますか？



# 募集墓地区画位置図







26-5-0152

18-4-0013

17-5-0375

74-5-0032

下段 左~  
 15-5-0119  
 15-5-0120  
 15-5-0121  
 15-5-0122  
 15-5-0123  
 15-5-0124  
 15-5-0125

上段 左~  
 15-5-0134  
 15-5-0135  
 15-5-0136  
 15-5-0137  
 15-5-0138  
 15-5-0139  
 15-5-0140  
 15-5-0141

中段 左~  
 15-5-0126  
 15-5-0127  
 15-5-0128  
 15-5-0129  
 15-5-0130  
 15-5-0131  
 15-5-0132  
 15-5-0133

-6-0181



# 芦屋市霊園からのお知らせ

## 芦屋市霊園 「合葬式墓地」について

近年、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓地に対する価値観の変化や承継が困難になるという課題が顕在化しています。

このことから、現在では承継者を必要としない「合葬式墓地<sup>※2</sup>」といった新たな納骨施設のニーズが高まっています。

平成28年度に行った「お墓に関するアンケート調査」では、「使用料・維持管理費用」がお墓に対して最も重視されており、「子供や孫に負担をかけるのではないか」、「世話する人がいないため、無縁にならないか」と心配されている方が多くありました。また、希望するお墓の形式は「合葬式墓地」が「一般的な墓地<sup>※1</sup>」に次いで「納骨堂<sup>※3</sup>」よりも多く、芦屋市におきましても「合葬式墓地」の必要性が高まっていることが分かりました。

そこで芦屋市霊園では、「子や孫に負担をかけたくない」、「無縁になる心配がない」、「使用料が安価である」など市民の多様なニーズに応えると共に、単に新しいお墓としてだけでなく、家族や血縁を超えて人々が集い、永続的に継がれていくお墓を目指して、平成33年度開設に向け「合葬式墓地」を建設してまいります。また申込条件や使用料等、詳細な事項につきましては、今後決定してまいります。

### ○今後のスケジュール (予定)

|      | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 基本設計 | ←→     |        |        |        |        |
| 実施設計 |        | ←→     |        |        |        |
| 工 事  |        |        | ←→     |        |        |
| 開 設  |        |        |        |        | ←→     |



## ※1 一般的な墓地

使用者(名義人)が石碑を建立し、そこに骨壺ごと若しくはさらし等に巻いて、個人・夫婦・家族などの単位で納骨されます。納骨後は遺骨を取り出すことも可能です。

使用期限は永年で、使用者(名義人)が亡くなった場合は承継が必要です。墓の管理は使用者(名義人)が行います。

使用料は「合葬式墓地」や「納骨堂」と比べると高価になります。なお、維持管理費のほかに石碑代が別途かかります。



## ※2 合葬式墓地

管理者が合葬室とモニュメント(玉石や樹木など)でひとつの大きなお墓を建設し、そこに骨壺から出して他の方々と一緒に納骨(共同埋葬)されます。なお、はじめは骨壺で10年や20年の一定期間安置し、その後に骨壺から出して納骨されるケースもあります。納骨後は遺骨を取り出すことはできません。ただし、安置期間中であれば遺骨を取り出すことは可能です。

使用期限は永年で、承継は不要です。墓の管理は管理者が行います。

使用料は「一般的な墓地」や「納骨堂」と比べると安価になります。なお、安置期間中は維持管理費が別途かかる場合もあります。



## ※3 納骨堂

管理者がロッカー等を用意し、そこに骨壺ごと個人・夫婦・家族などの単位で納骨されます。納骨後は遺骨を取り出すことも可能です。

使用期限はありますが、更新できるところが多く、使用者(名義人)が亡くなった場合は承継が必要です。納骨堂の管理は管理者が行います。

使用料は更新ごとにかかり、「一般的な墓地」と比べると安価で、「合葬式墓地」と比べると高価になります。なお、維持管理費が別途かかります。







芦屋市では、**石材業者の指定はしておりません。**

石材業者等の申込みの代行はできませんので、  
ご自身で申込みください。

問い合わせ

芦屋市 市民生活部 環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

☎ 0797(38)-3105